

オンライン手続の流れ

1. 上記のリンク先から【武蔵野市】建設リサイクル法に基づく届出(通知)にアクセスしてください。(届出(民間工事)と通知(国の機関又は地方公共団体による工事)でリンク先が異なりますのでご注意ください)

2. オンラインで手続きを行う場合

以下のリンク先からオンラインにてお手続きをお願いします。

- ① 届出(建設リサイクル法第10条の届出対象となる民間工事)(外部リンク)
- ② 通知(建設リサイクル法第11条の通知対象となる国の機関又は地方公共団体による工事)(外部リンク)

クリック

2. 必要事項を入力、添付書類を登録してください。

3. 入力完了後、フォーム送信直後に「送信完了」メールが届きます。まだ手続きは完了していませんのでご注意ください。オンラインからの届出(通知)の場合、副本の返却は行っておりません。必ず「送信完了」メールを保存してください。

4. 市が届出等の内容を確認し、不備がなければ「申請に対する電子文書発行のお知らせ」をメールで送付します。このメールが届きましたら、手続き完了(届出(通知)の受理)となります。

5. 届出等の内容に不備がある場合等、修正を依頼することがあります。市から修正依頼があった場合は速やかに対応をお願いします。

6. 「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールには電子文書(受領書)が添付されています。メールに記載のURLから電子文書のPDFファイルをダウンロードしてください。

7. ダウンロードしたPDFファイルを印刷して「届出(通知)済みシール」を工事現場に掲示する「建設業者許可票」等に貼付してください。

(注意)12月25日(25日が休日の場合は前開庁日)から翌年1月3日まではオンラインからの届出等の受付はしておりません。年明け早々から工事着手を予定している場合はお早目に手続きしていただくようお願いします。